

筑波大学国際関係学類／国際総合学類同窓会

会 則

2009年3月14日承認

●第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は筑波大学国際関係学類／総合学類同窓会(通称「国関会」と称する。

(本 部)

第2条 本会は、本部を〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1 筑波大学国際総合学類国際総合学類長室内におく。

(目 的)

第3条 本会は筑波大学国際総合学類と同卒業生の交流促進、併せて会員相互の互助、親睦を図ることを目的とする。

●第2章 事 業

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)会員の情報交換のためのウェブスペース運営に関すること
- (2)会員同士、及び会員と母校との交流促進のための親睦会開催に関すること
- (3)卒業生名簿の管理に関すること
- (4)財産の管理・運営に関すること
- (5)その他本会の目的を達成するために必要な事業

●第3章 会 員

(会 員)

第5条 下記を本会の会員とする

- (1)筑波大学国際総合学類及びその前身である国際関係学類を卒業した者
- (2)その他、理事会で推薦する者

(準会員)

第6条 下記を本会の準会員とする

- (1)筑波大学国際総合学類に在籍している者

●第4章 役 員

(役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1)会 長 1名
- (2)理 事 若干名

- (3)事務局 若干名
- (4)会計 1名(理事を兼任する)
- (5)監事 1名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1)会長 本会を代表し、会務を総理する。
- (2)理事 理事会を構成し、総会で委任された事項及び本会の運営に必要な事項を審議するとともに、事業を遂行する。
- (3)事務局 本会の事務を処理し事業を行う。
- (4)会計 本会の会計を処理し事業を行う。
- (5)監事 本会の会計を監査する。

(役員を選任)

第8条 役員は会員の中から理事会で推挙し、総会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は総会の承認を得てから次の総会が開催されるまでとする。ただし再任を妨げない。

(役員報酬)

第10条 役員報酬は支給しない。

(名誉役員等)

第11条 本会に、名誉会長、相談役、顧問、会長代行を置くことができる。

●第5章 会議

(会議)

第11条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第12条 (1)総会は、2年に1回開催し、事業報告、決算報告、事業計画、予算計画及び役員承認その他本会の概略を審議し、決定等を行う。尚、特別の事由があるときは臨時総会を開くことができる。

(2)総会は、会員で組織し、会長がこれを召集する。

(3)議長は当日出席会員の中から選任する。

(4)総会は、開催日の14日以前に通知を行った後、総会当日の出席者によって成立する。

(5)議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するものとする。

(理事会)

第13条 (1)理事会は、会長、理事、事務局、会計により構成し、本会運営についての原案を作成する。

(2)理事会は、会長が適宜これを召集する。

(3)議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

●第6章 会計

(会費)

第14条 入会費、年度ごとの会費は徴収しない。

(会計)

第15条 本会運営に必要な経費は補助金、寄付金、事業に伴う収入等によって支弁する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第17条 会長は、監事による会計の監査を受けなければならない。

●第7章 付 則

(施行細則)

第18条 本会則に規定しない細目は、理事会において別に定めることができる。

(会則の改正)

第19条 本会則は理事会の議を経て総会出席者の過半数の賛成をもって改正することができる。

(会則施行)

第20条 本会則は平成21年3月14日から実施する。

●備 考

———改正履歴